

# 身体障害者手帳の交付等について

身体障害者手帳は、視覚・聴覚・平衡・音声・言語・そしゃく機能、肢体不自由又は内部（心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能・肝臓）などに一定程度の永続する障がいのある方に対して、身体障害者福祉法の規定に基づき、その障がいの程度に応じて1～6級までの等級により交付されるものです。（等級表についてはP94～P95をご覧ください。）

☆手続きはすべて障がい福祉課（中央保健福祉センター すこやかプラザ 1F）で受け付けます。

●手続きは代理の方で行うことができます。

申請内容	申請に必要なもの	備 考
身体障害者手帳を申請するとき	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 身体障害者手帳交付申請書</li> <li>○ 身体障害者診断書・意見書等</li> <li>○ 写真（備考欄をご覧ください。）</li> <li>○ 印鑑</li> <li>○ マイナンバーがわかるもの</li> </ul>	
新たに別の障がいが出た、または現在の障がいの程度が重くなったとき	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 身体障害者手帳交付申請書</li> <li>○ 身体障害者診断書・意見書等</li> <li>○ 写真（備考欄をご覧ください。）</li> <li>○ 身体障害者手帳</li> <li>○ 印鑑</li> <li>○ マイナンバーがわかるもの</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 申請書、診断書・意見書等の様式は障がい福祉課にあります。</li> <li>○ 診断書、意見書は指定医師による記入が必要です。指定医師については障がい福祉課にお尋ねください。</li> <li>○ たて4cm、よこ3cmの本人の顔写真が1枚必要です。（原則として申請時から1年以内に撮った未使用のもの）</li> </ul>
再認定を要するとき  （手帳の障害名に再認定期限が入っている方。障がい福祉課から再認定期限の3か月前に対象者へ通知します。）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 身体障害者手帳交付申請書</li> <li>○ 身体障害者診断書・意見書等</li> <li>○ 写真（備考欄をご覧ください。）</li> <li>○ 身体障害者手帳</li> <li>○ 印鑑</li> <li>○ マイナンバーがわかるもの</li> </ul>	
手帳を破損または紛失したとき（再交付）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 身体障害者手帳再交付申請書</li> <li>○ 写真（備考欄をご覧ください。）</li> <li>○ 身体障害者手帳（破損の場合のみ）</li> <li>○ 印鑑</li> <li>○ マイナンバーがわかるもの</li> </ul> <p>（代理の場合は以下のものも必要です。）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 代理の方の印鑑</li> <li>○ 代理の方の身分を証明するもの</li> <li>○ マイナンバーがわかるもの</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ たて4cm、よこ3cmの本人の顔写真が1枚必要です。（原則として申請時から1年以内に撮った未使用のもの）</li> </ul>
市外から佐世保市内に住所が変わったとき	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 身体障害者手帳県外転入届（または身体障害者手帳変更届）</li> <li>○ 身体障害者手帳</li> <li>○ 印鑑</li> <li>○ マイナンバーがわかるもの</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 手帳の内容や等級によっては健康保険証などが必要になることがありますので障がい福祉課にお尋ねください。</li> <li>○ 先に転入手続きを済ませてから、佐世保市障がい福祉課で手続きをしてください。（住民票は不要です。）</li> </ul>
市内で住所または氏名等が変わったとき	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 身体障害者手帳県外転入届（または身体障害者手帳変更届）</li> <li>○ 身体障害者手帳</li> <li>○ マイナンバーがわかるもの</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 先に転居手続きを済ませてから、佐世保市障がい福祉課で手続きをしてください。（住民票は不要です。）</li> </ul>
障害等級に該当しなくなったときや亡くなったとき	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 身体障害者手帳返還届</li> <li>○ 身体障害者手帳</li> <li>○ 印鑑</li> <li>○ マイナンバーがわかるもの</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 住民票や死亡診断書は不要です。</li> <li>○ 亡くなられた場合、手当を受給されていた方は別の手続きが必要ですのでお尋ねください。</li> <li>○ 福祉医療費受給者証や福祉パスをお持ちの方は佐世保市障がい福祉課に返還してください。</li> </ul>
佐世保市外に転出したとき	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 詳しくは転出先の市町村でお尋ねください。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 福祉医療費受給者証や福祉パスをお持ちの方は佐世保市障がい福祉課に返還してください。</li> <li>○ 施設入所による転出の場合、届出が不要の場合があります。</li> </ul>

# 療育手帳の交付等について

療育手帳は、知的障がい児者に対して一貫した指導、相談、各種のサービスを受けやすくするために、長崎県佐世保子ども・女性・障害者支援センターの判定に基づき県知事が交付します。

障がいの程度によりA1、A2、B1、B2の4段階に分けられています。

知的障がいの程度判定は、知的能力や介護度及び重複障害の程度等を総合的に判断して、長崎県佐世保子ども・女性・障害者支援センターが行います。

☆手続きはすべて障がい福祉課（中央保健福祉センター すこやかプラザ 1F）で受け付けます。

●手続きは代理の方で行うことができます。

申請内容	申請に必要なもの	備 考
療育手帳を申請するとき	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 療育手帳交付申請書</li> <li>○ 療育手帳交付・再判定申請時調査票</li> <li>○ 写真（備考欄をご覧ください。）</li> <li>○ 印鑑</li> <li>○ マイナンバーがわかるもの</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 申請書は障がい福祉課にあります。</li> <li>○ たて4 cm、よこ3 cmの本人の顔写真が1枚必要です。（原則として申請時から1年以内に撮った未使用のもの）</li> </ul>
障がいの程度が変化したとき、又は次の判定時期が来たとき	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 療育手帳再判定申請書</li> <li>○ 療育手帳交付・再判定申請時調査票</li> <li>○ 療育手帳</li> <li>○ 印鑑</li> <li>○ マイナンバーがわかるもの</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 再判定時期の3か月前から申請ができます。</li> </ul>
手帳を破損または紛失したとき（再交付）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 療育手帳再交付申請書</li> <li>○ 写真（備考欄をご覧ください。）</li> <li>○ 印鑑</li> <li>○ 療育手帳（汚損の場合のみ）</li> <li>○ マイナンバーがわかるもの</li> </ul> <p style="margin-left: 20px;">（代理の場合は以下のものも必要です。）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 代理の方の印鑑</li> <li>○ 代理の方の身分を証明するもの</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ たて4 cm、よこ3 cmの本人の顔写真が1枚必要です。（原則として申請時から1年以内に撮った未使用のもの）</li> </ul>
県外から佐世保市内に住所が変わったとき	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 療育手帳交付申請書</li> <li>○ 療育手帳交付・再判定申請時調査票</li> <li>○ 写真（備考欄をご覧ください。）</li> <li>○ 印鑑</li> <li>○ 療育手帳</li> <li>○ 申立書</li> <li>○ マイナンバーがわかるもの</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ たて4 cm、よこ3 cmの本人の顔写真が1枚必要です。（原則として申請時から1年以内に撮った未使用のもの）</li> <li>○ 先に転入手続きを済ませてから、佐世保市障がい福祉課で手続きをしてください。（住民票は不要です。）</li> </ul>
県内から佐世保市内に住所が変わったとき	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 療育手帳記載事項変更届</li> <li>○ 療育手帳</li> <li>○ 印鑑</li> <li>○ マイナンバーがわかるもの</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 手帳の内容や等級によっては健康保険証などが必要になることがありますので障がい福祉課にお尋ねください。</li> <li>○ 先に転入手続きを済ませてから、佐世保市障がい福祉課で手続きをしてください。（住民票は不要です。）</li> </ul>
市内で住所または氏名が変わったとき	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 療育手帳記載事項変更届</li> <li>○ 療育手帳</li> <li>○ 印鑑</li> <li>○ マイナンバーがわかるもの</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 先に転居手続きを済ませてから、佐世保市障がい福祉課で手続きをしてください。（住民票は不要です。）</li> </ul>
障がい程度に該当しなくなったときや、亡くなられたとき	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 療育手帳返還届</li> <li>○ 療育手帳</li> <li>○ 印鑑</li> <li>○ マイナンバーがわかるもの</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 福祉医療費受給者証や福祉パスをお持ちの方は佐世保市障がい福祉課に返還してください。</li> <li>○ 亡くなられた場合、手当を受給されていた方は別の手続きが必要ですのでお尋ねください。</li> </ul>
県外に転出するとき	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 療育手帳返還届</li> <li>○ 療育手帳</li> <li>○ 印鑑</li> <li>○ マイナンバーがわかるもの</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 福祉医療費受給者証や福祉パスをお持ちの方は佐世保市障がい福祉課に返還してください。</li> <li>○ 転出先の市町村で改めて手続きが必要です。</li> </ul>
県内の市外に転出するとき	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 詳しくは転出先の市町村でお尋ねください。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 福祉医療費受給者証や福祉パスをお持ちの方は佐世保市障がい福祉課に返還してください。</li> </ul>

# 精神障害者保健福祉手帳（障害者手帳）の交付等について

精神障害者保健福祉手帳（障害者手帳）とは、精神障がいのために長期にわたり日常生活又は社会生活に制限を受ける方に対し、県知事が交付します。

手帳を持つことにより、各種の支援が受けやすくなることを目的としており、障がいの程度により1～3級に分けられています。（等級表については、P96～P97をご覧ください。）

☆手続きはすべて障がい福祉課（中央保健福祉センター すこやかプラザ 1F）で受け付けます。

●手続きは代理の方で行うことができます。

手続きに必要な申請書等の書類は、障がい福祉課や医療機関にあります。

申請内容	申請に必要なもの	備 考
手帳を申請するとき	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 障害者手帳申請書</li> <li>○ 診断書（精神障害者保健福祉手帳用） または障害年金証書・ 年金振込通知書（ハガキ）、同意書</li> <li>○ 写真（備考欄をご覧ください。）</li> <li>○ 印鑑</li> <li>○ マイナンバーがわかるもの</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 自立支援医療（精神通院）を同時に申請することができます（P35）。詳しくはお尋ねください。</li> <li>○ たて4cm、よこ3cmの本人の顔写真が1枚必要です。（原則として申請時から1年以内に撮った未使用のもの）</li> </ul>
手帳の有効期限を更新するとき	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 障害者手帳申請書</li> <li>○ 診断書（精神障害者保健福祉手帳用） または障害年金証書・ 年金振込通知書（ハガキ）、同意書</li> <li>○ 障害者手帳</li> <li>○ 印鑑</li> <li>○ マイナンバーがわかるもの</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 手帳の有効期限は2年です。更新には再認定が必要です。（更新の案内はありません）有効期限の3カ月前から手続きができます。</li> <li>○ 受理後、交付まで約2か月かかります。</li> </ul>
手帳を破損または紛失したとき（再発行）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 障害者手帳記載事項変更届・再発行申請書</li> <li>○ 写真（備考欄をご覧ください。）</li> <li>○ 印鑑</li> <li>○ マイナンバーがわかるもの</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ たて4cm、よこ3cmの本人の顔写真が1枚必要です。（原則として申請時から1年以内に撮った未使用のもの）</li> </ul>
県外から佐世保市内に住所が変わったとき	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 障害者手帳申請書・障害者手帳記載事項変更届・再発行申請書</li> <li>○ 障害者手帳</li> <li>○ 印鑑</li> <li>○ 写真（備考欄をご覧ください。）</li> <li>○ マイナンバーがわかるもの</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 受理後、再交付まで約3週間かかります。</li> </ul>
県内から佐世保市内に住所が変わったとき	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 障害者手帳記載事項変更届・再発行申請書</li> <li>○ 障害者手帳</li> <li>○ 印鑑</li> <li>○ マイナンバーがわかるもの</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 先に転入手続きを済ませてから、佐世保市障がい福祉課で手続きをしてください。（住民票は不要です。）</li> </ul>
市内で住所または氏名が変わったとき	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 障害者手帳記載事項変更届・再発行申請書</li> <li>○ 障害者手帳</li> <li>○ 印鑑</li> <li>○ マイナンバーがわかるもの</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 先に転居手続きを済ませてから、佐世保市障がい福祉課で手続きをしてください。（住民票は不要です。）</li> </ul>
障害等級に該当しなくなったときや亡くなられたとき	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 障害者手帳返還届</li> <li>○ 障害者手帳</li> <li>○ 印鑑</li> <li>○ マイナンバーがわかるもの</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 福祉医療費受給者証や福祉パスをお持ちの方は佐世保市障がい福祉課に返還してください。</li> </ul>
県外または市外に転出するとき	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 詳しくは転出先の市町村でお尋ねください。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 福祉医療費受給者証や福祉パスの交付者をお持ちの方は佐世保市障がい福祉課に返還してください。</li> </ul>